

公立病院改革プランの概要

団 体 名		広島県広島市					
プ ラ ン の 名 称		広島市病院事業中期経営計画					
策 定 日		平成	18年	4月	1日	策定	
		平成	21年	3月	31日	修正	
対 象 期 間		平成	18年度	～	平成	23年度	
病 院 の 現 状	病 院 名	広島市立安芸市民病院					
	所 在 地	広島市安芸区畑賀二丁目14-1					
	病 床 数	一般80床 療養60床 合計140床					
	診 療 科 目	6科 (内科、呼吸器内科、循環器内科、外科、小児科、リハビリテーション科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>当病院は、広島市東部の中核病院として、地域医療機関と連携し、紹介患者や救急患者を中心とした救急医療及び脳血管障害・循環器疾患・リハビリを中心とした高齢者医療や小児医療など地域に必要とされる医療を提供する。 広島二次保健医療件における緩和ケアの中核施設としての役割を担う。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づく繰入金 病院の建設改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設改良費の1/2 ・企業債元利償還金の1/2(14年度までは2/3) *不採算部門は、元金償還金の全額 <p>リハビリテーション医療に要する経費(収支不足額) 小児医療に要する経費(収支不足額) 救急医療の確保に要する経費(収支不足額) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費(所要額の1/2) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費(所要額の1/2) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費(所要額の1/2) 基礎年金拠出金(公的負担経費)</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	97.6	97.8	94.3	97.1	97.7	
	医業収支比率(%)	90.5	90.7	90.8	90.8	91.3	
	病床利用率(%)	95.2	96.1	96.3	96.3	96.3	
	患者1人1日当たり収入額(入院)	25,437	25,899	24,966	25,040	25,183	単位:円
	患者1人1日当たり収入額(外来)	9,822	8,850	8,629	8,847	9,050	単位:円
上記目標数値設定の考え方		<p>任意項目は、 他病院との数値を比較することが可能な指標 収支改善に係る指標 医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標 を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:27年度)</p>					

				団体名 (病院名)	広島県広島市 (安芸市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均患者数(入院)		137	137	137	137	137	単位:人
1日平均患者数(外来)		165	165	165	165	165	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成18年度から指定管理者制度を導入(広島市医師会を指定管理者に指定) 医事事務の委託化(平成13年度~) 外来投薬の院外処方化(平成13年度~) SPDシステム(医療材料供給方式)の導入(平成14年度~)				
		事業規模・形態の見直し	現行形態による運営を実施する。 小児医療の拡充(平成18年4月~) ・診療時間の延長(午後診療の実施)				
		経費削減・抑制対策	SPDシステムの導入[再掲]				
		収入増加・確保対策	小児医療の拡充[再掲]				
		その他	電子カルテの稼働(平成16年10月) 病院機能評価の認定更新(平成20年度)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	93.5%	18年度	95.4%	19年度	95.2%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	広島県広島市 (安芸市民病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する広島二次医療圏には、本市の市立病院のほか次の公立病院・公的病院が開設されている。 ・広島大学病院(720床) ・県立広島病院(715床) ・国家公務員共済組合連合会広島記念病院(250床) ・広島赤十字原爆病院(651床) ・国家公務員共済組合連合会吉島病院(219床) ・安芸太田病院(218床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	当病院は、病院の分布に地域的な偏在が見られる広島二次保健医療圏において、東部地区の地域医療水準の確保のための中心的な医療機関として政策的医療(救急医療、小児医療等)を担うとともに、緩和ケアをはじめとした医療従事者の専門的な研修等を実施するなど地域医療水準の向上に努めている。 今後とも、広島市東部及び安芸地区の中核病院として、地域医療機関との連携・支援の中心的な役割を担い、地域医療をリードしていく。	
経営形態見直しに係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期> 平成27年度	<内容> 指定管理者の指定期間が27年度までとなっていることから、再編・ネットワーク化計画については、経営改善の状況や広島県の検討内容等を踏まえ、検討することとしている。
	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
点検・評価・公表等	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要	<時期> 平成27年度	<内容> 指定管理者の指定期間が27年度までとなっていることから、経営形態見直しに係る計画については、経営改善の状況や広島県の検討内容等を踏まえ、検討することとしている。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	*1 *2 「経営改善委員会」及び「経営会議」で、進行管理、計画を確実に実施していくための方策の検討、取組の成果についての点検・評価を行う。 市議会で決算の認定後、公表 <構成メンバー> *1 「経営改善委員会」…各病院に設置 病院長、事務長、各部門長等 *2 「経営会議」…病院事業全体 病院事業管理者、各病院長、事務局長等	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	年1回(12月)	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	広島県広島市 (安芸市民病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,653	1,700	1,729	1,663	1,678	1,692
	(1) 料 金 収 入	1,578	1,634	1,645	1,586	1,599	1,613
	(2) そ の 他	75	66	84	77	79	79
	うち他会計負担金	36	29	26	28	28	28
	2. 医 業 外 収 益	169	174	181	105	157	156
	(1) 他会計負担金・補助金	92	91	90	85	89	88
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	77	83	91	20	68	68
	経 常 収 益 (A)	1,822	1,874	1,910	1,768	1,835	1,848
	入	1. 医 業 費 用 b	1,834	1,878	1,907	1,832	1,849
(1) 職 員 給 与 費 c		9	9	10	10	11	11
(2) 材 料 費		0	0	0	0	0	0
(3) 経 費		1,727	1,769	1,796	1,726	1,745	1,760
(4) 減 価 償 却 費		97	100	101	95	93	82
(5) そ の 他		1	0	0	1	0	0
2. 医 業 外 費 用		44	43	45	42	41	39
(1) 支 払 利 息		44	43	45	42	41	39
(2) そ の 他		-	-	-	-	-	-
経 常 費 用 (B)		1,878	1,921	1,952	1,874	1,890	1,892
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		56	47	42	106	55	44
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	16	2	5	3	3	3
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	16	2	5	3	3	3
純 損 益 (C) + (F)		72	49	47	109	58	47
累 積 欠 損 金 (G)		146	195	242	351	409	456
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	408	549	321	239	238	322
	流 動 負 債 (イ)	107	128	152	122	123	117
	うち一時借入金	-	-	-	-	-	-
	翌年度繰越財源(ウ)	-	-	-	-	-	-
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (I)	-	-	-	-	-	-
	差引不良債務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	301	421	169	117	115	205
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		50	120	252	52	2	90
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97	97.6	97.8	94.3	97.1	97.7
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		18.2	24.8	9.8	7.0	6.9	12.1
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		90.1	90.5	90.7	90.8	90.8	91.3
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		-	-	-	-	-	-
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		18.2	24.8	9.8	7.0	6.9	12.1
病 床 利 用 率							

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	広島県広島市 (安芸市民病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度 区分		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		1. 企業債	33	20	23	23	20
2. 他会計出資金	29	46	41	57	56	60	
3. 他会計負担金	0	2	1	2	1	1	
4. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	
5. 他会計補助金	-	-	-	-	-	-	
6. 国(県)補助金	-	-	-	-	-	-	
7. その他	0	0	0	0	0	0	
収入計 (a)	62	68	65	82	77	81	
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	-	-	-	-	-	-	
前年度許可債で当年度借入分 (c)	-	-	-	-	-	-	
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	62	68	65	82	77	81	
1. 建設改良費	33	20	22	23	20	20	
2. 企業債償還金	54	80	66	98	96	103	
3. 他会計長期借入金返還金	-	-	-	-	-	-	
4. その他	-	-	1	-	-	-	
支出計 (B)	87	100	89	121	116	123	
差引不足額 (B) - (A) (C)	25	32	24	39	39	42	
1. 損益勘定留保資金	25	32	24	39	39	42	
2. 利益剰余金処分量	-	-	-	-	-	-	
3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	
4. その他	-	-	-	-	-	-	
計 (D)	25	32	24	39	39	42	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	-	-	-	-	-	-	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	-	-	-	-	-	-	
実質財源不足額 (E) - (F)	-	-	-	-	-	-	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(-) 128	(-) 120	(-) 116	(-) 113	(-) 117	(-) 116
資本的収支	(-) 29	(-) 48	(-) 42	(-) 59	(-) 57	(-) 61
合計	(-) 157	(-) 168	(-) 158	(-) 172	(-) 174	(-) 177

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	広島県広島市 (広島市民病院ほか4病院)
--------------	-------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	36,451	38,633	39,861	42,224	43,426	44,109
	(1) 料 金 収 入	34,281	36,422	37,715	40,053	41,251	41,932
	(2) そ の 他	2,170	2,211	2,146	2,171	2,175	2,177
	うち他会計負担金	1,269	1,245	1,194	1,230	1,231	1,231
	2. 医 業 外 収 益	3,051	2,988	3,943	3,664	3,653	3,707
	(1) 他会計負担金・補助金	2,539	2,493	3,268	3,026	2,966	3,019
	(2) 国 (県) 補 助 金	114	112	112	110	110	110
	(3) そ の 他	398	383	563	528	577	578
	経 常 収 益 (A)	39,502	41,621	43,804	45,888	47,079	47,816
	入	1. 医 業 費 用 b	39,403	41,835	43,526	45,826	46,880
(1) 職 員 給 与 費 c		16,695	16,625	17,295	18,385	19,158	19,664
(2) 材 料 費		10,857	11,501	11,551	11,953	12,410	12,610
(3) 経 費		9,275	9,511	10,658	11,526	11,328	11,349
(4) 減 価 償 却 費		2,213	3,565	3,859	3,744	3,802	3,750
(5) そ の 他		363	633	163	218	182	185
2. 医 業 外 費 用		1,153	1,208	1,338	1,165	1,155	1,122
(1) 支 払 利 息		1,148	1,203	1,333	1,165	1,155	1,122
(2) そ の 他		5	5	5	-	-	-
経 常 費 用 (B)		40,556	43,043	44,864	46,991	48,035	48,680
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		1,054	1,422	1,060	1,103	956	864
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	35	119	13	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	197	193	260	128	128	128
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	162	74	247	128	128	128
純 損 益 (C) + (F)		1,216	1,496	1,307	1,231	1,084	992
累 積 欠 損 金 (G)		22,925	24,420	25,728	26,958	28,040	29,031
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	14,259	14,736	13,586	15,161	16,701	18,494
	流 動 負 債 (イ)	6,706	5,778	3,694	4,185	4,275	4,375
	うち一時借入金	-	-	-	-	-	-
	翌年度繰越財源(ウ)	-	-	-	-	-	-
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額 (I)	-	-	-	-	-	-
	差引不良債務 (オ)	7,553	8,958	9,892	10,976	12,426	14,119
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		2	1,405	934	1,084	1,450	1,693
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.4	96.7	97.6	97.7	98	98.2
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		20.7	23.2	24.8	26.0	28.6	32.0
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		92.5	92.3	91.6	92.1	92.6	92.7
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		45.8	43.0	43.4	43.5	44.1	44.6
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)		-	-	-	-	-	-
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		20.7	23.2	24.8	26.0	28.6	32.0
病 床 利 用 率							

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	広島県広島市 (広島市民病院ほか4病院)
--------------	-------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	5,884	4,363	4,780	1,717	1,174	1,141
	2. 他会計出資金	1,372	1,624	1,503	1,861	1,839	1,873
	3. 他会計負担金	162	180	199	331	348	384
	4. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計補助金	-	-	-	-	-	-
	6. 国(県)補助金	-	-	-	-	-	-
	7. その他	92	6	0	0	0	0
	収入計(a)	7,510	6,173	6,482	3,909	3,361	3,398
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	-	-	-	-	-	-
	前年度許可債で当年度借入分(c)	-	-	-	-	-	-
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	7,510	6,173	6,482	3,909	3,361	3,398	
支 出	1. 建設改良費	5,986	3,882	1,492	1,723	1,179	1,146
	2. 企業債償還金	2,150	3,311	6,026	3,350	3,298	3,222
	3. 他会計長期借入金返還金	661	194	354	334	234	283
	4. その他	-	-	3	-	-	-
支出計(B)	8,797	7,387	7,875	5,407	4,711	4,651	
差引不足額(B) - (A) (C)	1,287	1,214	1,393	1,498	1,350	1,253	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1,275	1,208	1,390	1,496	1,348	1,253
	2. 利益剰余金処分量	-	-	-	-	-	-
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-
	4. その他	12	6	3	2	2	-
計(D)	1,287	1,214	1,393	1,498	1,350	1,253	
補てん財源不足額(C) - (D) (E)	-	-	-	-	-	-	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	-	-	-	-	-	-	
実質財源不足額(E) - (F)	-	-	-	-	-	-	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(-) 3,808	(-) 3,738	(-) 4,462	(-) 4,256	(-) 4,197	(-) 4,250
資本的収支	(-) 1,534	(-) 1,804	(-) 1,702	(-) 2,192	(-) 2,187	(-) 2,257
合計	(-) 5,342	(-) 5,542	(-) 6,164	(-) 6,448	(-) 6,384	(-) 6,507

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。